

町田市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市屋外広告物条例（令和6年3月町田市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(新たに定められた地域地区に関する特例)

第3条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第15条第1項の規定により、同法第8条第1項各号に掲げる地域地区が定められた際（同法第21条第1項の規定により地域地区が変更された場合を含む。）、当該地域地区内に現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物等については、なお従前の例による。

(新たに定められた禁止区域等に関する特例)

第4条 条例第7条第1号ただし書又は第2号ただし書の規定により指定された区域について、区域の指定の変更又は解除が行われることにより新たに屋外広告物等の表示又は設置が禁止される区域が生じたときは、当該区域に現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物等については、当該指定の変更又は解除の日から起算して10年間は、なお従前の例による。

2 新たに条例第7条第3号、第4号若しくは第9号から第11号までの規定による区域若しくは地域の指定又は第8条第1項第5号若しくは第9号の規定による物件の指定があった際、当該指定のあった区域若しくは地域又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物等については、当該指定の日から起算して10年間は、なお従前の例による。

(まちづくり団体)

第5条 条例第13条第1項の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体

- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する組合
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
- (4) 法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものをして有しているもの
(エリアマネジメント廣告活用計画の認定等の申請)

第6条 条例第13条第2項の規定による申請は、エリアマネジメント廣告活用計画認定申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 条例第13条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第13条第2項第5号の建築物その他の工作物等（以下この号において「建築物等」という。）が、他人が所有するものである場合においては、当該建築物等にエリアマネジメント廣告を表示し、又は設置することについての当該建築物等の所有者の許可又は承諾を証明する書面

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第13条第5項において準用する同条第2項の規定による変更の認定の申請は、エリアマネジメント廣告活用計画変更認定申請書（第2号様式）により行うものとする。

4 条例第13条第7項に規定する必要な支援の申請は、エリアマネジメント廣告活用計画技術的援助等申請書（第3号様式）により行うものとする。

5 条例第13条第10項に規定する廃止の承認の申請は、エリアマネジメント廣告活用計画廃止承認申請書（第4号様式）により行うものとする。

（適用除外の要件）

第7条 条例第14条の規則で定める要件は、次の各号に掲げる屋外廣告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第14条第2号に掲げる屋外廣告物等 次に定める要件

ア 条例第7条各号に掲げる地域、区域若しくは場所又は条例第8条第1項各号及び第2項各号に掲げる物件に表示し、又は設置する場合で、表示面積が10平方メートルを超えるときには、屋外広告物表示・設置届（第5号様式。以下「屋外広告物表示等届」という。）を市長に提出したものであること。

イ 条例第7条第3号及び第4号に掲げる区域に表示し、又は設置する場合にあっては、建築物の屋上への取付け及び光源の使用をしないものであること。

（2）条例第14条第3号に掲げる立看板等、はり紙、はり札等、広告旗、広告幕及びアドバルーン 次に定める要件

ア 公共の安全、福祉の増進、環境の保全、教育の向上その他の社会一般の利益を目的として行う集会、行事その他の催しのために表示するものであること。

イ 屋外広告物表示等届を市長に提出したものであること。

ウ 表示期間が30日以内であること。

（3）条例第14条第4号に掲げる屋外広告物 表示面積の合計が、0.5平方メートル以下で、かつ、当該屋外広告物を表示する施設又は物件のその面の外郭線内を一平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以下であること。

（4）条例第14条第5号に掲げる屋外広告物等 当該屋外広告物等を表示し、又は設置する別表第1の左欄に掲げる地域地区等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める基準に適合すること。

（5）条例第14条第6号に掲げる屋外広告物等 次に定める要件

ア 表示面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

（ア）自己の管理する土地又は自己の管理する物件の存する土地の面積（（イ）において単に「土地の面積」という。）が1,000平方メートル以下であ

る場合 5 平方メートル以下

(イ) 土地の面積が 1, 000 平方メートルを超える場合 5 平方メートルに、土地の面積が 1, 000 平方メートルを超える部分について 1, 000 平方メートルまでごとに 5 平方メートルを加えて得た面積以下

イ 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域（以下「第一種低層住居専用地域等」という。）に表示し、又は設置する場合にあっては、次に定める要件を満たすこと。

(ア) 地盤面（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 2 項に規定する地盤面をいう。以下同じ。）から屋外広告物等の上端までの高さが 4 メートル以下であること。

(イ) 表示面積が 3 平方メートルを超えるものにあっては、表示面積の過半に使用する色彩が高彩度色（マンセル値（日本産業規格 Z 8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性の値をいう。以下同じ。）のうち彩度の値が、別表第 2 の左欄に掲げる色相の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める値を超える色をいう。第 13 条及び別表第 1 において同じ。）でなく、かつ、広告表示面に用いる色数（マンセル値により定められる色の数をいう。以下同じ。）が 4 色以下であること。

(ウ) 余白の面積が広告表示面ごとに表示面積の 30 パーセント未満でないと。

(6) 条例第 14 条第 8 号に掲げるプロジェクトマッピング 次に定める要件
ア 表示期間が 3 月以内であること。
イ 企業広告等（営利を目的として表示されるものをいう。以下この号において同じ。）がある場合においては、その占める割合（企業広告等の表示に係る投影時間に当該表示に係る投影面積を乗じて得た数を、総投影時間に総投影面積を乗じて得た数で除して得た数をいう。）がおおむね 3 分の 1 以下であること。

ウ イの場合において、企業広告等を表示することにより得た広告料収入の用途が公益に関する目的を有すること。

エ 屋外広告物表示等届を市長に提出したものであること。

2 前項第1号イの要件は、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「文化財等から展望できない屋外広告物等」という。）については適用しない。

(1) 条例第7条第3号に掲げる区域（同条第1号、第2号及び第4号から第11号までに掲げる地域、区域又は場所を除く。）に表示し、又は設置する屋外広告物等で、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条若しくは第78条第1項の規定により指定された建造物、同法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物若しくは同条第2項の規定により指定された特別史跡名勝天然記念物又は同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物から展望できないもの（建築物その他の工作物等により遮られ展望できないものを含む。）

(2) 条例第7条第4号に掲げる区域（同条第1号から第3号まで及び第5号から第11号までに掲げる地域、区域又は場所を除く。）に表示し、又は設置する屋外広告物等で、歴史的価値又は都市における美的価値を有する建造物、文化財庭園その他の施設から展望できないもの（建築物その他の工作物等により遮られ展望できないものを含む。）

第8条 条例第15条の規則で定める要件は、次の各号に掲げる屋外広告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第15条第1号に掲げる屋外広告物等 次に定める要件

ア 屋外広告物表示等届を市長に提出したものであること。

イ 講演会、展覧会、音楽会等（以下この号において「講演会等」という。）の会場の敷地（会場が公園、緑地、運動場等の敷地内である場合は、これらの敷地を含む。）内に表示し、又は設置するものであること。

ウ 講演会等の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該講演会等の案内に必

要な事項を表示すること。

エ 表示の内容に特定の商品の名称及び講演会等における商品の販売に関する事項を含まないこと。

オ 屋外広告物等のそれぞれの表示面積が 10 平方メートル以下であり、かつ、その間隔が 30 メートル以上であること。

カ 地盤面から屋外広告物等の上端までの高さが 5 メートル以下であること。

キ 広告表示面に用いる色数が 4 色以下であること。

ク 表示期間が、当該講演会等が開催される日の前日から終了する日までであること。

(2) 条例第 15 条第 2 号に掲げる屋外広告物等 次に定める要件のいずれかに該当するもの（電光表示装置等により映像を映し出すもの等の運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるもの及び発光し、蛍光素材を用い、又は反射効果を有することにより、運転者を幻惑させるおそれのあるものを除く。）であること。

ア 電車又は自動車の車体（車輪及び車輪に附属する部分を除く。以下同じ。）に、電車又は自動車の所有者又は管理者の氏名、名称、店名又は商標を表示するものであること。

イ 自動車の車体に、次に掲げるいずれかの事項を表示することであること。

（ア）収益を目的としない宣伝及び集会、行事その他の催しに係る事項（（イ）に掲げる事項を除く。）

（イ）政党その他の政治団体、労働組合等の団体又は個人が政治活動又は労働運動として行う宣伝及び集会、行事その他の催しに係る事項

ウ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が市の区域外に存するものに、当該本拠の存する都道府県（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市、同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市及び法第 28 条の条例で定めるところにより同条

に規定する事務を処理することとされた市町村の区域にあっては、当該市町村。第13条第1項第8号において同じ。)の区域の屋外広告物等に関する条例の規定に従って表示するものであること。

(3) 条例第15条第4号に掲げる屋外広告物 次に定める要件

- ア 屋外広告物表示等届を市長に提出したものであること。
- イ 宣伝の用に供されていない絵画、イラスト又は写真であること。

第9条 条例第16条の規則で定める要件は、次の各号に掲げる屋外広告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第16条第1号に掲げる屋外広告物等 別表第3の左欄に掲げる地域地区等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める基準に適合するものであり、かつ、表示面積(第7条第1項第4号に掲げる屋外広告物等の表示面積を含む。)の合計が20平方メートル(学校、病院及び診療所に係る屋外広告物等にあっては、50平方メートル)以下であること。

(2) 条例第16条第2号に掲げる屋外広告物等 次に定める要件

- ア 表示面積が3平方メートル以下であること。
- イ 地盤面から屋外広告物等の上端までの高さが5メートル以下であること。
- ウ 屋外広告物の表示者等、寄贈者等の氏名又は名称を表示する場合にあっては、当該表示部分の面積が当該屋外広告物等の表示面積の8分の1以下であること。

(3) 条例第16条第3号に掲げる屋外広告物等 近隣の店舗、事務所、工場等への案内誘導を目的とするもの(以下「案内誘導広告物等」という。)であること。

(4) 条例第16条第5号に掲げる屋外広告物等 次に定める要件

- ア 柱又は壁面に表示し、又は設置すること。
- イ 条例第16条第5号に規定する市長が指定する区域に表示し、又は設置する屋外広告物等のそれぞれの表示面積の合計が、当該区域内の柱及び壁面の総面

積の10分の6以下であること。

ウ 色彩及び意匠が、専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の色彩及び意匠に全体として調和したものであること。

エ 近隣の道路、建物、公共施設、交通機関等への案内誘導を目的とする標識の識別又は視認が困難とならないものであること。

(5) 条例第16条第7号に掲げる屋外広告物 次に定める要件

ア 前条第2号イ(ア)又は(イ)に掲げる事項を表示するためのものであること。

イ 条例第7条第3号及び第4号に掲げる区域に表示し、又は設置する場合にあっては、建築物の屋上への取付け及び光源の使用をしないものであること。

2 前項の要件は、同項各号に掲げる屋外広告物等のうち、条例第7条第8号及び第9号に掲げる区域（同条第1号から第7号まで、第10号及び第11号に掲げる地域、区域又は場所を除く。）に表示し、又は設置する屋外広告物等で、当該屋外広告物等を表示し、又は設置する当該区域の路線用地から展望できないものについては適用しない。

3 第1項第5号イの要件は、文化財等から展望できない屋外広告物等については適用しない。

第10条 条例第16条第2号の規則で定める道標、案内図板等の屋外広告物等で、公共的目的をもって表示し、又は設置するものは、近隣の道路、建物、公共施設、交通機関等への案内誘導を目的とするものをいう。

第11条 条例第16条第6号の規則で定める公益上必要な施設又は物件は、避難標識又は住居表示街区案内図等（第13条において「避難標識等」という。）とする。

（非営利広告物等）

第12条 条例第18条に規定する非営利広告物等は、次に定める要件を満たす屋外広告物等とする。

- (1) 第8条第2号イ(ア)又は(イ)に掲げる事項を表示するためのものであること。
- (2) 表示期間が30日以内であること。
- (3) 表示面積が、非営利広告物等が立看板等である場合にあっては3平方メートル以下、はり紙又ははり札等である場合にあっては1平方メートル以下であること。
- (4) 広告表示面又は見やすい箇所に屋外広告物の表示者等の氏名又は名称及び連絡先を明記であること。

(規格)

第13条 条例第22条第1項の規格は、次の各号に掲げる屋外広告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 広告塔、広告板等及び小型広告板（以下「広告塔等」という。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規格
 - ア 土地に直接設置する場合 次に定める規格
 - (ア) 他の法令の規定により表示し、又は設置する広告塔等（当該法令において、広告塔等を表示し、又は設置する高さの定めがあるものに限る。）以外の広告塔等にあっては、地盤面から当該広告塔等の上端までの高さが、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていない地域（以下「用途未指定地域」という。）内にあっては4メートル以下、同号に規定する用途地域内にあっては10メートル以下であること。ただし、同号に掲げる商業地域（以下「商業地域」という。）内に表示し、又は設置する条例第14条第5号に掲げる屋外広告物等である広告塔等については、13メートル以下であること。
 - (イ) 道路の上空に突出する広告塔等については、道路境界線からの出幅が1メートル以下であり、かつ、道路面から当該突出部分の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては3.5メートル以上（道路境界

線からの出幅が 0.5 メートル以下のものにあっては、2.5 メートル以上）、歩車道の区別のない道路上にあっては 4.5 メートル以上であること。

(ウ) 東京都文教地区建築条例（昭和 25 年東京都条例第 88 号）第 2 条に規定する第一種文教地区（別表第 1 において「第一種文教地区」という。）又は条例第 7 条第 1 号ただし書若しくは第 2 号ただし書の規定により市長が指定した区域（以下「第一種文教地区等」という。）内に表示し、又は設置する広告塔等については、次のいずれかに該当するものであること。

- a 露出したネオン管及び赤色のネオン管を使用するものでないこと。
- b 光源が点滅するものでないこと。

(エ) 第一種低層住居専用地域等の境界線から 50 メートルの範囲内に表示し、又は設置する広告塔等で、当該第一種低層住居専用地域等から展望できるものについては、光源が点滅しないこと。

(オ) 用途未指定地域内に表示し、又は設置する広告塔等については、次に定める要件を満たすこと。

- a ネオン管を使用するものでないこと。
- b 表示面積が 5 平方メートルを超える場合にあっては、表示面積の過半に使用する色彩が高彩度色でないこと。

イ 建築物の屋上を利用する場合 次に定める規格

(ア) 広告塔等を表示し、又は設置する場所が用途未指定地域内でないこと。

(イ) 木造の建築物の屋上に設置する広告塔等については、地盤面から当該広告塔等の上端までの高さが 10 メートル以下であること。

(ウ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の耐火構造又は不燃構造の建築物の屋上に設置する広告塔等（地盤面から広告塔等の上端までの高さが 10 メートル以下のものを除く。以下この（ウ）及び第 9 号エ（イ）において同じ。）については、次に定める規格に適合すること。

- a 地盤面から当該広告塔等の上端までの高さが都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域（以下「第一種住居地域等」という。）内にあっては33メートル以下、第一種住居地域等以外の地域内にあっては52メートル以下であること。
- b 広告塔等の高さが建築物の軒の高さの3分の2以下であること。
- c bの規定にかかわらず、階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分（以下「屋上構造物」という。）の上に設置する広告塔等で、次のいずれかに該当するものについては、屋上構造物の高さに広告塔等の高さを加算した高さが、当該建築物の軒の高さ（（b）に該当する場合にあっては、当該建築物から屋上構造物を除いた部分の軒の高さ）の3分の2以下であること。
 - (a) 屋上構造物の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。以下同じ。）の8分の1以下である屋上構造物の上に設置するもの
 - (b) 屋上構造物の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の8分の1を超える屋上構造物の上に設置するもので、屋上構造物の壁面の直上垂直面から突出するもの
- (エ) (ウ)の規定にかかわらず、条例第16条第1号に掲げる屋外広告物等である広告塔等で、光源が点滅せず、かつ、屋上構造物の壁面に表示し、又は設置するものについては、(ウ)に規定する地盤面から広告塔等の上端までの高さの限度を超えて表示し、又は設置することができる。ただし、当該広告塔等に表示される屋外広告物のそれぞれの文字、数字、商標等の上端から下端までの長さは、地盤面から当該下端までの高さが100メートル以下の場合にあっては3メートル以下、100メートルを超える場合にあっては5メートル以下とすること。
- (オ) 建築物の壁面の直上垂直面から突出して表示し、又は設置しないこと。

(カ) 第一種文教地区等内に表示し、又は設置する広告塔等については、次のいずれかに該当するものであること。

- a 露出したネオン管及び赤色のネオン管を使用するものでないこと。
- b 光源が点滅するものでないこと。

(キ) 第一種低層住居専用地域等の境界線から 50 メートルの範囲内に表示し、又は設置する広告塔等で、当該第一種低層住居専用地域等から展望できるものについては、光源が点滅しないこと。

(2) 建築物の壁面を利用する屋外広告物等（プロジェクションマッピングを除く。以下この号から第 8 号まで同じ。） 次に定める規格

ア 地盤面から屋外広告物等の上端までの高さが、用途未指定地域内にあっては 4 メートル以下、第一種住居地域等内にあっては 33 メートル以下、これらの地域以外の地域内にあっては 52 メートル以下であること。

イ アの規定にかかわらず、条例第 16 条第 1 号に掲げる屋外広告物等で光源が点滅せず、自己の氏名、名称、店名又は商標を、塗料等を用いて壁面に直接描くもの又は金属等で作成し、壁面に直接取り付けるものについては、アに規定する地盤面から屋外広告物等の上端までの高さの限度を超えて表示し、又は設置することができる。ただし、屋外広告物のそれぞれの文字、数字、商標等の上端から下端までの長さは、地盤面から当該下端までの高さが 100 メートル以下の場合にあっては 3 メートル以下、100 メートルを超える場合にあっては 5 メートル以下とする。

ウ 壁面の外郭線から突出して表示し、又は設置しないこと。

エ 窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置しないこと。ただし、広告幕については、非常用の進入口（建築基準法施行令第 126 条の 6 第 2 号に規定する窓その他の開口部を含む。）及び避難器具が設置された場所に最も近接する窓その他の開口部を除き、この限りでない。

オ 屋外広告物等（広告幕を除く。以下このオにおいて同じ。）の表示面積

が、商業地域内にあっては 100 平方メートル以下、用途未指定地域内にあっては 20 平方メートル（学校、病院及び診療所に係る屋外広告物等にあっては、50 平方メートル）以下、これらの地域以外の地域内にあっては 50 平方メートル以下であり、かつ、屋外広告物等（表示期間が 7 日以内の屋外広告物を除く。）を表示し、又は設置する一の壁面における屋外広告物等のそれぞれの表示面積の合計が当該壁面のうち、地盤面から用途未指定地域内にあっては 4 メートル、第一種住居地域等内にあっては 33 メートル、これらの地域以外の地域内にあっては 52 メートルまでの高さの部分の鉛直投影面積の 10 分の 3 以下であること。

カ 建築物の一の壁面に内容を同じくする屋外広告物等を表示し、又は設置する場合においては、屋外広告物等のそれぞれの間隔が 5 メートル以上であること。

キ 第一種文教地区等内に表示し、又は設置する屋外広告物等については、次のいずれかに該当するものであること。

- (ア) 露出したネオン管及び赤色のネオン管を使用するものでないこと。
- (イ) 光源が点滅するものでないこと。

ク 第一種低層住居専用地域等の境界線から 50 メートルの範囲内に表示し、又は設置する屋外広告物等で、当該第一種低層住居専用地域等から展望できる屋外広告物等については、光源が点滅しないこと。

ケ 用途未指定地域内に表示し、又は設置する屋外広告物等については、次に定める要件を満たすものであること。

- (ア) ネオン管を使用するものでないこと。
- (イ) 表示面積が 5 平方メートルを超える場合にあっては、表示面積の過半に使用する色彩が高彩度色でないこと。

(3) 建築物から突出する形式の屋外広告物等 次に定める規格

ア 屋外広告物等を表示し、又は設置する場所が用途未指定地域内でないこ

と。

イ 地盤面から屋外広告物等の上端までの高さが、第一種住居地域等内にあっては3.3メートル以下、第一種住居地域等以外の地域内にあっては5.2メートル以下であること。

ウ 屋外広告物等の道路境界線からの出幅が1メートル以下であり、かつ、当該建築物からの出幅が1.5メートル以下であること。

エ 道路面から屋外広告物等の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては3.5メートル以上（道路境界線からの出幅が0.5メートル以下のものにあっては2.5メートル以上）、歩車道の区別のない道路上にあっては4.5メートル以上であること。

オ 屋外広告物等の上端が当該屋外広告物等を表示し、又は設置する壁面の上端を越えないこと。

カ 屋外広告物等と建築物とを接続する部分（ケーブルを含む。）が鉄板等で被覆されることにより露出していないこと。

キ 第一種文教地区等内に表示し、又は設置する屋外広告物等については、次のいずれかに該当するものであること。

（ア）露出したネオン管及び赤色のネオン管を使用するものでないこと。

（イ）光源が点滅するものでないこと。

ク 第一種低層住居専用地域等の境界線から50メートルの範囲内に表示し、又は設置する屋外広告物等で、当該第一種低層住居専用地域等から展望できる屋外広告物等については、光源が点滅しないこと。

（4）電柱又は電話柱を利用する屋外広告物等 次に定める規格

ア 案内誘導広告物等であること。

イ 巻き付ける形態のもの（ウにおいて「巻付け広告」という。）又は添架する形態のもの（以下この条において「添架広告」という。）のいずれかであること。

ウ 卷付け広告については、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 次のいずれにも該当する屋外広告物等（(イ)に掲げるものを除く。）

a 縦1.5メートル以下、横0.33メートル以下であること。

b 広告表示面が2面以内であること。

c 道路面から屋外広告物等の下端までの高さが1.6メートル以上あること。

(イ) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するものであって、次のいずれにも該当する屋外広告物等

a 縦0.4メートル以下、横0.33メートル以下であること。

b 広告表示面が2面以内であること。

c 道路面から屋外広告物等の下端までの高さが1.2メートル以上あること。

d 当該電柱又は電話柱に(ア)に該当する屋外広告物等が表示し、又は設置されている場合にあっては、当該屋外広告物等の下部に表示し、又は設置すること。

エ 添架広告については、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 縦1.2メートル以下、横0.48メートル以下であること。

(イ) 広告表示面が2面以内であること。

(ウ) 道路面から屋外広告物等の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては3.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上にあっては4.5メートル以上であること。

オ 広告表示面に用いる色数が4色以下であり、かつ、地色が黒、赤又は黄でないこと。

(5) 街路灯柱を利用する屋外広告物等 次に定める規格

ア 商店会、町内会・自治会等が表示し、又は設置するものであること。

イ 街路灯柱から突出して添架する屋外広告物等については、道路面から当該屋

外広告物等の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては3.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上にあっては4.5メートル以上であること。

(6) 標識利用広告物 次に定める規格

ア バス停留所標識を利用するものにあっては、次に定める規格に適合すること。

(ア) 案内誘導広告物等であること。

(イ) 表示面積がバス停留所標識の表示板の面積の3分の1以下であること。

(ウ) 車両の進行方向から展望できない面に表示するものであること。

(エ) 地色が白色であること。

イ 消火栓標識を利用するものにあっては、次に定める規格に適合すること。

(ア) 案内誘導広告物等であること。

(イ) 広告表示面が縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。

(ウ) 道路面から屋外広告物等の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては3.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上にあっては4.5メートル以上であること。

ウ 避難標識等を利用するものにあっては、次に定める規格に適合すること。

(ア) 避難標識等が表示された面の各面につき一の屋外広告物を表示するものとし、表示面積が0.32平方メートル又は各面の避難標識等の表示面積の2分の1の面積のいずれか小さい面積以下であること。

(イ) 添架広告については、道路面から当該添架広告の下端までの高さが、歩車道の区別のある道路上にあっては歩道上3.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上にあっては4.5メートル以上であること。

(ウ) 避難標識等が示す本来の表示目的を阻害しないものであること。

(7) 鉄道及び軌道の沿線に表示し、又は設置する屋外広告物等であって、鉄道及び軌道の路線用地から展望できる野立広告物（土地に直接設置する屋外広告物等で、条例第14条各号に掲げるもの及び商業地域に設置するもの以外のものをいう。）及びこれに類するもの 次に定める規格

ア 鉄道及び軌道の路線用地の境界線からの距離が30メートル以上であること。

イ 屋外広告物等の間隔（鉄道及び軌道の路面に対して垂直であり、かつ、車両の進行方向に平行である面に、屋外広告物等を投影した場合における屋外広告物等のそれぞれの間の距離をいう。）が50メートル以上であること。

ウ 地盤面から屋外広告物等の上端までの高さが5メートル以下であること。

エ 表示面積が30平方メートル以下であること。

オ 裏側の骨組みが見えないこと。ただし、掲出物件がすのこ張りである場合にあっては、この限りでない。

カ 一の掲出物件に表示する屋外広告物の数は1であること。

キ 形状が長方形であること。

ク 地色が黒又は原色でないこと。

(8) 電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物等（道路運送車両法に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が市の区域外に存するものに、当該本拠の存する都道府県の区域の屋外広告物等に関する条例の規定に従つて表示するものを除く。） 次に定める規格

ア 次に掲げるものに該当しないこと。

(ア) 電光表示装置等により映像を映し出すもの等の運転者の注意力を著しく低下させるおそれのある屋外広告物等

(イ) 発光し、蛍光素材を用い、又は反射効果を有することにより、運転者を困惑させるおそれのある屋外広告物等

(ウ) 車体の窓、ドア等のガラス部分に表示し、又は設置する屋外広告物等

イ バス（路線バス及び観光バス（以下「路線バス等」という。）を除く。）

（イ）において同じ。）、乗用自動車（ハイヤー及びタクシーにあっては、車体の窓、ドア等のガラス部分の内側から外側に向けて車両の所有者又は管理者の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容及び前条第1号ア又はイに掲げる事項以外の広告（以下「自家用広告等以外の広告」という。）を表示した車両に限る。（イ）において同じ。）又は貨物自動車の外面を利用する屋外広告物については、次のいずれかに該当するものであること。

（ア）第8条第2号ア又はイに定める要件に該当する屋外広告物

（イ）バス、乗用自動車又は貨物自動車の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を車体に表示する屋外広告物

ウ 電車、路線バス等又はハイヤー及びタクシー（いずれも車体の窓、ドア等のガラス部分の内側から外側に向けて自家用広告等以外の広告を表示した車両を除く。以下このウにおいて同じ。）の車体の外面を利用する屋外広告物等については、次の要件を満たすこと。

（ア）路線バス等における一の車体当たりの表示面積の合計は、車体の底部を除く全表面積の10分の3以下であること。ただし、次に掲げる屋外広告物のみを表示する場合においては、この限りでない。

a 第8条第2号アに定める要件に該当する屋外広告物

b 前条第1号ア又はイに掲げる事項を表示する屋外広告物

c 路線バス等の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を表示する屋外広告物

d 路線バスの車体利用広告で長方形の枠を利用する方式による屋外広告物

（イ）電車の車体の外面に表示する屋外広告物のそれぞれの表示面積の合計が当該屋外広告物を表示する車両の面の面積の合計の10分の1（次に掲げる屋

外広告物のみを表示する場合にあっては、10分の3) 以下であること。

- a 第8条第2号アに定める要件に該当する屋外広告物
 - b 前条第1号ア又はイに掲げる事項を表示する屋外広告物
 - c 電車の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を表示する屋外広告物
 - d 電車の外面を利用した集会、行事その他の催しのために表示する屋外広告物で表示期間が6月以内のもの
 - e 市、国又は公共団体が地域の振興を目的として表示する屋外広告物
- (ウ) ハイマー及びタクシーの外面を利用する屋外広告物等については、次に掲げる屋外広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める規格に適合するものであること。ただし、第8条第2号ア又はイに定める要件に該当する屋外広告物及び車両の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を車体に表示する屋外広告物については、この限りでない。
- a 車体側面に表示する屋外広告物 次に定める規格
 - (a) 表示の位置がドア部分であること。
 - (b) 表示面積が車体側面のそれぞれにつき1.4平方メートル以下であること。
 - (c) 色彩が車体の色彩と調和のとれたものであること。
 - b 屋外広告物を掲出するために車体屋根部分の上部に設置する六面体状の立体（以下このbにおいて「立体」という。）及びこれに表示する屋外広告物（以下このbにおいてこれらを「車体屋根部分の屋外広告物等」という。） 次に定める要件
 - (a) 屋外広告物の表示の位置が、立体の車体側面と同方向の面（(c)及び(g)において「側面」という。）であること。
 - (b) 広告表示面の形状が長方形で、縦0.36メートル以下、横1.25メートル以下であること。

(c) 広告表示面の一の側面当たりの表示面積が 0.45 平方メートル以下であること。

(d) 車体屋根部分の屋外広告物等の底部の幅は、当該車体屋根部分の屋外広告物等の幅の最大幅となることとし、車体屋根部分前後方向の中心線から左右方向にそれぞれ 0.25 メートル以下であること。

(e) 車体屋根部分の屋外広告物等の上端部の幅が車体屋根部分前後方向の中心線から左右方向にそれぞれ 0.06 メートル以下であること。

(f) 車体上端から車体屋根部分の屋外広告物等の上端までの高さが 0.4 メートル以下であること。

(g) 立体の数は 1 とし、当該立体の両側面に表示する屋外広告物の内容は同一のことであること。

(h) 車体屋根部分の屋外広告物等は車体屋根部分の前後左右から突出しないこと。

(i) 車体屋根部分の屋外広告物等は車体の屋根に堅固に固定され、走行中の安全性を阻害するおそれがないものであること。

(エ) 色彩、意匠その他表示の方法が走行時の周囲の景観に調和したものであること。

(オ) 車体の外面を利用して表示できる屋外広告物の数は、第 8 条第 2 号ア又はイに定める要件に該当する屋外広告物及び車両の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を表示する屋外広告物を除き、電車及び路線バス等においては車体の各面につき 2 以下とし、ハイヤー及びタクシーにあっては一の車両につき 1 とすること。この場合において、同一の内容を表示する屋外広告物は 1 と数えるものとする。

エ 宣伝車利用広告 消防用自動車又は救急用自動車と紛らわしい色を使用しないこと。

(9) プロジェクションマッピング 次に定める規格

ア 周囲の景観及び環境並びに道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないものであること。

イ 信号機若しくは道路標識等の効用を阻害し、又は運転者を幻惑するおそれがないこと。

ウ 土地に直接設置する広告塔等を利用するものについては、次に定める要件を満たすこと。

(ア) 地盤面から広告塔等に表示するプロジェクションマッピングの投影部分の上端の高さが、用途未指定地域内にあっては4メートル以下、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域内にあっては10メートル以下であること。
ただし、商業地域内における条例第14条第5号に掲げる屋外広告物等であるプロジェクションマッピングについては、13メートル以下であること。

(イ) 道路の上空に突出する広告塔等に表示するプロジェクションマッピングについては、道路境界線からの出幅が1メートル以下であり、かつ、道路面から当該突出部分の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては3.5メートル以上（道路境界線からの出幅が0.5メートル以下のものにあっては、2.5メートル以上）、歩車道の区別のない道路上にあっては4.5メートル以上であること。

エ 建築物の屋上を利用する広告塔等を利用するものについては、次に定める要件を満たすこと。

(ア) 木造の建築物の屋上に設置する広告塔等に表示するプロジェクションマッピングについては、地盤面から当該プロジェクションマッピングの投影部分の上端までの高さが10メートル以下であること。

(イ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の耐火構造又は不燃構造の建築物の屋上に設置する広告塔等に表示するプロジェクションマッピングについては、次に定める規格に適合すること。

ア 地盤面から当該プロジェクションマッピングの投影部分の上端までの

高さが第一種住居地域等内にあっては33メートル以下、第一種住居地域等以外の地域内にあっては52メートル以下であること。

- b プロジェクションマッピングの投影部分の高さが広告塔等が設置された建築物の軒の高さの3分の2以下であること。
- c bの規定にかかわらず、第1号イ(ウ)cに定める規格の適用を受ける広告塔等に表示するプロジェクションマッピングについては、当該広告塔等が設置された屋上構造物の高さにプロジェクションマッピングの投影部分の高さを加算した高さが、地盤面から当該建築物の軒の高さ(当該広告塔等が同号イ(ウ)c(b)に該当する場合にあっては、当該建築物から屋上構造物を除いた部分の軒の高さ)の3分の2以下であること。

(ウ)(イ)の規定にかかわらず、条例第16条第1号に掲げる屋外広告物等である広告塔等で、屋上構造物の壁面に設置するものに表示するプロジェクションマッピングについては、(イ)に規定する地盤面からプロジェクションマッピングの投影部分の上端までの高さの限度を超えて表示することができる。ただし、プロジェクションマッピングにおいて表示されるそれぞれの文字、数字、商標等の上端から下端までの長さは、地盤面から当該下端までの高さが100メートル以下の場合にあっては3メートル以下、100メートルを超える場合にあっては5メートル以下とする。

オ 建築物の壁面を利用するものについては、次に定める規格に適合するものであること。

(ア) 地盤面からプロジェクションマッピングの投影部分の上端までの高さが、用途未指定地域内にあっては4メートル以下、第一種住居地域等内にあっては33メートル以下、これらの地域以外の地域内にあっては52メートル以下であること。

(イ) (ア)の規定にかかわらず、条例第16条第1号に掲げる屋外広告物等

であるプロジェクションマッピングで、光源が点滅しないものについては、

(ア) に規定する地盤面からプロジェクションマッピングの投影部分の上端までの高さの限度を超えて表示することができる。ただし、プロジェクションマッピングにおいて表示されるそれぞれの文字、数字、商標等の上端から下端までの長さは、地盤面から当該下端までの高さが 100 メートル以下の場合にあっては 3 メートル以下、100 メートルを超える場合にあっては 5 メートル以下とする。

(ウ) 第 2 号才及び力に定める規格

カ 第 7 条第 1 項第 6 号に定める要件を満たし、かつ、表示期間が 14 日以内であるプロジェクションマッピング（条例第 7 条各号に掲げる地域、区域又は場所においては、公園、学校、官公署、観光施設及び歴史的文化的施設の敷地その他市長が定める地域、区域又は場所で表示するものであって、周囲の環境及び道路交通等の安全に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）は、ウからオまでの規定にかかわらず、表示することができる。ただし、地盤面から当該プロジェクションマッピングの投影部分の上端までの高さが用途未指定地域内にあっては 4 メートル、第一種住居地域等内にあっては 33 メートル、これらの地域以外の地域内にあっては 52 メートル（（ウ）において「高さ制限」という。）を超えるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

(ア) 表示期間が 7 日以内であること。

(イ) 1 日当たりの表示時間が 3 時間以内であること。

(ウ) 建築物の壁面を利用するものであって、高さ制限を超えて表示する部分の表示面積の合計が、当該高さ制限を超える部分の建築物の壁面の面積の 10 分の 3 以下であること。

2 条例第 22 条第 2 項の規則で定める基準は、表示面積が 10 平方メートル以下とする。

(新たに定められた許可基準に関する特例)

第14条 新たに条例第22条第3項に規定する基準が定められた際、当該基準が定められた区域に現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物等については、当該基準が定められた日から市長が別に定める日までの間は、表示し、又は設置しておくことができる。

(総表示面積の基準等)

第15条 条例第23条第1項の規則で定めるプロジェクトマッピングは、第7条第1項第6号に定める要件を満たすプロジェクトマッピングで、表示期間が14日以内のものとする。

2 条例第23条第1項の規則で定める面積は、屋外広告物等を表示する一の建築物の壁面のうち地盤面から52メートルまでの高さの部分の鉛直投影面積に10分の6を乗じて得た面積とする。

3 条例第23条第2項の規則で定める面積は、20平方メートル（学校、病院及び診療所に係る屋外広告物等にあっては、50平方メートル）とする。

(許可の申請等)

第16条 条例第24条（条例第25条第4項、第27条第2項及び第28条第3項において準用する場合を含む。）の申請は、屋外広告物許可申請書（第6号様式）正副2通を市長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の屋外広告物許可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、町田市景観条例（平成21年6月町田市条例第23号）第11条の2第1項第3号に掲げる行為に係る協議に際して第1号に掲げる図書を提出している場合にあっては同号に掲げる図書、条例第25条第3項の許可の申請を行う場合にあっては第3号に掲げる図書の添付を省略することができる。

(1) 屋外広告物等を表示し、又は設置する場所及び当該場所の近隣の状況を知り得る図面又はカラー写真（申請前3月以内に撮影したものに限る。以下同じ。）

(2) 他人が所有する土地、建築物、工作物等（以下この号において「土地等」とい

う。)に屋外広告物等を表示し、又は設置する場合においては、その表示又は設置についての当該土地等の所有者の許可又は承諾を証明する書面

(3) 屋外広告物等の形状、寸法、材料、構造、意匠等に関する仕様書及び図面

(4) 次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書

ア 条例第16条第1号に掲げる屋外広告物等のうち、第一種低層住居専用地域等（条例第7条第1号ただし書の規定により市長が指定する区域を除く。）に表示し、又は設置するものに係る許可の申請 余白の面積の計算方法を明示した図面

イ 条例第23条第1項に規定する屋外広告物等に係る許可の申請 建築物の壁面の状況を知り得る図面（現に当該建築物の壁面又は屋上に表示され、又は設置されている屋外広告物等（以下このイにおいて「現表示広告物等」という。）がある場合にあっては、建築物の壁面の状況を知り得る図面、現表示広告物等の位置、表示面積等を明示した図面及び現表示広告物等のカラー写真）

ウ 条例第25条第3項又は第27条第1項（条例第28条第3項において準用する場合を含む。）の許可の申請（現に許可を受けている屋外広告物等が廣告塔、廣告板等、アーチ及び裝飾街路灯である場合に限る。） 屋外広告物自己点検報告書（第7号様式）

3 市長は、次に掲げる屋外広告物等に係る許可の申請について必要と認めるときは、当該屋外広告物等に使用される色彩のマンセル値を表示した図面の提出を求めることができる。

(1) 第一種低層住居専用地域等又は条例第7条第3号若しくは第4号に掲げる区域に表示し、又は設置する条例第16条第1号に掲げる屋外広告物等

(2) 用途未指定地域に表示し、又は設置する屋外広告物等

4 市長は、条例第16条第4号から第6号までに掲げる屋外広告物等（車体利用廣告で電車又は自動車に取り付けられた長方形の枠を利用する方式によるもの及び電車又は自動車の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を表示するもの

を除く。)に係る許可の申請について必要と認めるときは、当該屋外広告物等の意匠等について、意匠等作成経過報告書（第8号様式）の提出及び市長が別に指定する委員会に対する意見の聴取を求めることができる。

(許可の期間)

第17条 条例第25条第2項の規則で定める期間は、別表第4の左欄に掲げる屋外広告物等の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間とする。

(許可書の交付等)

第18条 市長は、屋外広告物等に係る許可をしたときは、屋外広告物許可書（第9号様式）を当該許可の申請をした者に交付するものとする。

2 前項の屋外広告物許可書の交付を受けた者が、その氏名又は住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)を変更した場合は、屋外広告物広告主等変更届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(取付け完了の届出)

第19条 屋外広告物等に係る許可を受けた者は、当該屋外広告物等の取付けを完了したときは、取付けを完了したことが確認できるカラー写真を添えて、直ちに屋外広告物取付け完了届（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

(氏名等の表示)

第20条 条例第26条（条例第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による表示は、許可に係る屋外広告物等又は当該屋外広告物等を表示し、若しくは設置する土地、建築物、工作物等の見やすい箇所に、標識票（第12号様式）を表示することにより行うものとする。

(許可を要しない変更等)

第21条 条例第27条第1項の規則で定める場合は、屋外広告物等の表示内容又は形態に変更を來さない維持補修を行う場合とする。

(屋外広告物管理者)

第22条 条例第30条の規則で定める屋外広告物等は、次に掲げるものとする。

(1) 広告塔等（その高さが4メートルを超えるもの又は表示面積が10平方メートルを超えるものに限る。）

(2) アーチ

(3) 装飾街路灯

2 条例第30条の規則で定める屋外広告物管理者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士

(2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士又は同法第3条第3項に規定する特種電気工事資格者（電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）第2条の2第1項第1号に規定するネオン工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者に限る。）

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号の第一種電気主任技術者免状、同項第2号の第二種電気主任技術者免状又は同項第3号の第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が屋外広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者

3 屋外広告物等に係る許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める書類を直ちに市長に提出しなければならない。

(1) 条例第30条の規定により屋外広告物管理者を設置した場合 屋外広告物管理者設置届（第13号様式）。ただし、屋外広告物等に係る許可を受けようとする者が第16条第1項の屋外広告物許可申請書を提出する際に、当該申請書の屋外広告物管理者の欄に所定の事項を記載した場合にあっては、提出を省略することができる。

(2) 屋外広告物管理者又はその氏名、住所若しくは電話番号を変更した場合 屋外広告物管理者変更届（第14号様式）

4 前項第1号の屋外広告物管理者設置届（前項第1号ただし書に該当する場合にあっては、第16条第1項の屋外広告物許可申請書）及び屋外広告物管理者変更届（屋外広告物管理者を変更した場合に限る。）には、第2項各号のいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。

（除却の届出）

第23条 屋外広告物等を許可期間内に除却したときは、速やかに屋外広告物除却届（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可の取消し及び違反に対する措置）

第24条 市長は、条例第32条の規定により許可を取り消す場合は、屋外広告物等に係る許可を受けた者に対し、屋外広告物許可取消書（第16号様式）を交付するものとする。

2 条例第33条第1項の規定による命令は、措置命令書（第17号様式）により行うものとする。

（意見陳述の機会の付与）

第25条 条例第34条第2項の意見を述べ、及び証拠を提示する機会（以下この条において「意見陳述の機会」という。）におけるその方法は、市長が口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合を除き、意見等表明書（第18号様式。以下この条において「意見書」という。）に証拠を添えて提出する方法とする。

2 市長は、条例第33条第1項の規定による命令を受けた屋外広告物の表示者等に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

（1）公表しようとする内容

（2）公表の根拠となる条例等の条項

（3）公表の原因となる事実

（4）意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合に

は、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

- 3 前項の規定による通知を受けた屋外広告物の表示者等又はその代理人は、やむを得ない事情がある場合には、市長に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。
- 4 市長は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。
- 5 第3項の代理人は、意見書の提出、出頭又は同項の規定による意見書の提出期限の延長若しくは出頭すべき日時若しくは場所の変更の申出を行うときは、その代理権を証する書面を市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、屋外広告物の表示者等又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第34条第1項の規定による公表をすることができる。

(除却等に要した費用の徴収)

第26条 屋外広告物法第8条第6項の規定により負担させる費用のうち、同法第7条第4項の規定により市長が自ら除却し、又は命じた者に除却させた屋外広告物等に係る除却等に要した費用については、次の各号に掲げる屋外広告物等の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) はり紙 1枚につき 600円
- (2) はり札等又は立看板等 1枚につき 1,800円
- (3) 広告旗 1本につき 1,800円

(保管物件一覧表を備え付ける場所)

第27条 条例第35条第3項の規則で定める場所は、都市づくり部地区街づくり課とする。

(保管した屋外広告物等を売却する場合の手続)

第28条 条例第37条の規則で定める方法は、不用の決定がされた物品の売払いの例によるものとする。

(屋外広告物等の返還に係る受領書)

第29条 条例第39条の規則で定める受領書は、受領書（第19号様式）によるものとする。

(立入検査証)

第30条 条例第42条第2項の証明書は、立入検査員証（第20号様式）によるものとする。

(過料に処す場合の手続き)

第31条 市長は、条例第47条の規定による過料の処分を行ったときは、過料処分通知書（第21号様式）により通知する。

2 市長は、前項の過料の処分について、過料処分整理簿を作成し、備え付けなければならない。

(補則)

第32条 この規則に定めるもののほか、屋外広告物等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

地域地区等	基準
1 全域	条例第8条第1項第1号及び第8号に掲げる物件から突出させないこと。
2 第一種低層住居専用 地域等	(1) 建築物の屋上へ取り付けないこと。 (2) 建築物の壁面から突出させないこと。 (3) 道路の上空に突出させないこと。 (4) ネオン管を使用しないこと。 (5) 条例第7条第8号及び第9号に掲げる区域に表示し、又は設置する屋外広告物等で、当該屋外広告物等を表示し、又は設置する区域の路線

用地から展望できるもの（以下この表において「路線用地から展望できる屋外広告物等」という。）については、次のとおりであること。

ア 赤色光を使用する場合は、赤色光を使用する部分の面積が当該屋外広告物等の表示面積の20分の1を超えないこと。

イ 光源が点滅しないこと。

(6) 土地に直接設置する広告塔等にあっては、地盤面から当該広告塔等の上端までの高さが4メートルを超えないこと。

(7) 建築物の壁面を利用する屋外広告物等（プロジェクションマッピングを除く。）にあっては、地盤面から当該屋外広告物等の上端までの高さが4メートルを超えないこと。ただし、光源が点滅せず、かつ、その壁面に自己の氏名、名称、店名又は商標を、塗料等を用いて直接描くもの又は金属等で作成し、直接取り付けるものについては、この限りでない。

(8) 表示面積が3平方メートルを超えるものにあっては、表示面積の過半に使用する色彩が高彩度色でなく、かつ、広告表示面に用いる色数が4色以下であること。

(9) 余白の面積が広告表示面ごとに表示面積の30パーセント未満でないこと。ただし、立看板等、はり紙、はり札等又は広告旗にあっては、この限りでない。

(10) 一の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示し、又は設置する屋外広告物等のそれぞれの表示面積の合計が5平方メートル以下であ

	ること。
3 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域、同項第7号に掲げる風致地区、同項第12号に掲げる特別緑地保全地区並びに第一種文教地区（別表第3において「第一種中高層住居専用地域等」という。）	2の項第1号、第2号、第4号、第5号及び第10号に定める基準
4 第一種住居地域等並びに都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（5の項及び別表第3においてこれらを「工業地域等」という。）（条例第7条第11号に掲げる地域を除く。）	<p>(1) 路線用地から展望できる屋外広告物等については、次のとおりであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 露出したネオン管を使用しないこと。 イ 赤色光を使用する場合は、赤色光を使用する部分の面積が当該屋外広告物等の表示面積の20分の1を超えないこと。 ウ 光源が点滅しないこと。 <p>(2) 一の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示し、又は設置する屋外広告物等のそれぞれの表示面積の合計が10平方メートル以下であること。</p>
5 工業地域等（条例第7条第11号に掲げる地域に限る。）	<p>(1) 2の項第1号に定める基準</p> <p>(2) 露出したネオン管を使用しないこと。</p> <p>(3) 赤色光を使用する場合は、赤色光を使用する部分の面積が当該屋外広告物等の表示面積の20分の1を超えないこと。</p>

	(4) 光源が点滅しないこと。 (5) 4の項第2号に定める基準
6 東京都文教地区建築 条例第2条に規定する 第二種文教地区（別表 第3において「第二種 文教地区」という。）	(1) 2の項第5号に定める基準 (2) 4の項第2号に定める基準
7 用途未指定地域（條 例第7条第11号に掲 げる地域を除く。）	(1) 2の項第3号及び第5号に定める基準 (2) 4の項第2号に定める基準
8 用途未指定地域（條 例第7条第11号に掲 げる地域に限る。）	2の項第1号から第5号まで及び第10号に定める 基準
9 条例第7条第3号及 び第4号に掲げる区域	(1) 2の項第1号に定める基準 (2) 光源を使用しないこと。 (3) マンセル値のうち彩度の値が次に掲げる色相 の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める 値を超える色彩を、表示面積の3分の1を超 て使用しないこと。 ア 0. 1Rから10Rまで 5 イ 0. 1YRから5Yまで 6 ウ 5. 1Yから10Gまで 4 エ 0. 1BGから10Bまで 3 オ 0. 1PBから10RPまで 4

別表第2（第7条関係）

色相	彩度
0. 1Rから10Yまで	8
0. 1GYから10Gまで	6

0. 1 BG から 10B まで	5
0. 1 PB から 10RP まで	6

別表第3（第9条関係）

地域地区等	基準
1 第一種低層住居専用地域等	別表第1の2の項第1号から第9号までに定める基準
2 第一種中高層住居専用地域等	別表第1の2の項第1号、第2号、第4号及び第5号に定める基準
3 工業地域等（条例第7条第11号に掲げる地域を除く。）	別表第1の4の項第1号に定める基準
4 工業地域等（条例第7条第11号に掲げる地域に限る。）	別表第1の5の項第1号から第4号までに定める基準
5 第二種文教地区	別表第1の2の項第5号に定める基準
6 用途未指定地域（条例第7条第1号に掲げる地域を除く。）	別表第1の2の項第3号及び第5号に定める基準
7 用途未指定地域（条例第7条第1号に掲げる地域に限る。）	別表第1の2の項第1号から第5号までに定める基準
8 条例第7条第3号及び第4号に掲げる区域	別表第1の9の項に定める基準

別表第4（第17条関係）

屋外広告物等の種類	期間
広告塔 広告板等 アーチ 装飾街路灯 プロジェクションマッピング	2年
小型広告板 電柱等利用広告物 標識利用広告物 宣伝車利用広告 車体利用広告	1年
立看板等 広告旗	3月

はり紙 はり札等 広告幕 アドバルーン 店頭装飾	1月
--------------------------	----

備考 許可の申請に係る屋外広告物等が、この表の左欄に掲げる屋外広告物等の種類の2以上の項に該当するときは、同表の右欄に定める期間のいずれか最も長い期間を条例第25条第2項の規則で定める期間とする。